

# 広島市自転車等駐車場（西部地区）

## 指定管理者応募要領

平成29年7月  
広島市道路交通局



## <目次>

1	指定管理者の募集の趣旨	1
2	施設の概要	1
(1)	施設名、収容台数等	1
(2)	駐車料金	1
3	指定期間	1
4	指定管理者が行う業務	1
(1)	業務の範囲	1
(2)	自主事業の実施	2
(3)	利用促進の取組	2
(4)	留意事項	2
5	管理の基準	2
(1)	関係法令等の遵守	2
(2)	供用日の拡大や供用時間、入出庫可能時間の延長の提案	2
6	指定管理料に関する事項	2
(1)	駐車料金	2
(2)	指定管理料の上限額	3
(3)	指定管理料の支払方法	3
7	指定の取消し等	3
8	申請資格等	3
(1)	基本的事項	3
(2)	選定基準	4
(3)	欠格事項	4
(4)	法定雇用障害者数を達成していない申請者が提出する書類	4
9	応募要領の配布時期、場所等	4
(1)	スケジュール	4
(2)	応募要領の配布期間、場所等	5
(3)	現地見学会の開催日時、場所等	5
(4)	質問の受付	5
(5)	申請書の受付	5
10	提出書類・提出部数	5
11	管理運営に関する収支計画書の開封	6

12	その他留意事項	6
13	審査及び選定に関する事項	6
	(1) 審査方法等	6
	(2) 仮協定・協定の締結	6
	(3) 評価方法	7
	(4) 選定審査対象からの除外	7
	(5) 審査結果の通知及び公表	7
	(6) その他	7
14	広島市自転車等駐車場（西部地区）管理業務仕様書	8
15	広島市の事務事業から暴力団を排除するための事務処理方針（指定管理者関係分抜粋）	14
16	個人情報取扱特記事項	21
17	広島市自転車等駐車場指定管理者の申請者の評価基準	22

参考資料 広島市自転車等駐車場（西部地区）の施設概要

参考資料 利用者の登録に関する事務の概要

#### 別紙1 提出書類一覧

- ・様式1 指定申請書（単独団体用）
- ・様式2 指定申請書（ジョイント方式により構成された団体用）
- ・様式3 ジョイント方式により構成された団体の構成員名簿兼委任状
- ・様式4 広島市自転車等駐車場（西部地区）の管理運営に関する事業計画書
- ・様式5及び様式5別紙 広島市自転車等駐車場（西部地区）の管理運営に関する収支計画書及び積算内訳書
- ・様式6 広島市が推進すべき施策に関する報告書
- ・様式7 団体の概要
- ・様式8 役員名簿
- ・様式9 障害者雇用状況報告書（報告義務のない団体用）
- ・様式10 障害者雇用計画書
- ・様式11 宣誓書
- ・様式12 広島市自転車等駐車場（西部地区）申請関係質問票
- ・様式13 広島市自転車等駐車場（西部地区）現地見学会参加申込書
- ・様式14 辞退届
- ・様式15 委任状

# 広島市自転車等駐車場（西部地区）指定管理者応募要領

## 1 指定管理者の募集の趣旨

これまで、公の施設の管理を自治体が外部に委ねる場合は、相手先が地方自治体の出資法人や公共的団体などに限られていましたが、指定管理者制度の導入（平成15年9月改正地方自治法施行）により、議会の議決を経て指定された民間事業者を含む幅広い団体（指定管理者）に当該施設の管理を委ねることができるようになりました。

今般、広島市自転車等駐車場（西部地区）の指定期間が平成30年3月31日で終了することに伴い、指定管理者候補の選定にあたり広く事業者を公募し、管理運営について創意工夫のある提案を募集します。

## 2 施設の概要

### (1) 施設名、収容台数等

施設名	収容台数	所在地	供用日	供用時間 (入出庫可能時間)
広島市横川駅北口自転車等駐車場	516台	西区横川町三丁目	1月3日 から 12月30日 まで	7時から21時まで (24時間)
広島市横川駅南口自転車等駐車場	520台	西区横川町三丁目		6時から翌0時30分まで (6時から翌0時30分まで)
広島市西広島駅北口自転車等駐車場	390台	西区己斐本町一丁目		5時30分から24時まで (24時間)
広島市西広島駅南口自転車等駐車場	1,200台	西区己斐本町一丁目		7時から23時まで (24時間)
広島市五日市駅北口自転車等駐車場	1,750台	佐伯区五日市駅前一丁目		5時15分から翌0時30分まで (5時15分から翌0時30分まで)
広島市五日市駅南口自転車等駐車場	630台	佐伯区旭園		6時から20時まで (24時間)

- (注) 1. 表に掲載している6施設について一括して指定管理者を公募します。  
2. 施設の収容台数は、自転車を収容した場合の台数です。  
3. 横川駅南口自転車等駐車場では、屋上緑化を行っています。

### (2) 駐車料金

区分	一時利用	登録利用	回数券
自転車	1日1回100円	月1,000円	100円11枚綴り 1,000円
バイク	1日1回200円	月2,000円	200円11枚綴り 2,000円

- (注) 1. 平成20年度から、一時利用した人は、その日に限り、領収書を提示すれば他の自転車等駐車場に無料で駐輪することができる「一日駐輪制度」を実施しています（一部の施設を除く。）。  
2. 駐車料金の改定により、料金体系が変更になった場合は、適切に対応すること。

## 3 指定期間

平成30年4月1日から平成34年3月31日までの4年間とします。

## 4 指定管理者が行う業務

### (1) 業務の範囲

ア 自転車等駐車場を一般の利用に供すること。

イ 利用者の登録に関すること。

ウ 施設の維持、修繕（市があらかじめ指定する大規模な修繕工事を除く。）、清掃、利用調査等

エ その他市長が定める業務

(2) 自主事業の実施

指定管理者は、事前に広島市の承認を得て、施設を活用し自主事業を実施することができます。

(3) 利用促進の取組

広島市自転車等駐車場（西部地区）の利用促進を図るため広島市が設定している数値目標（利用者数）を参考にした上で、独自の数値目標及び達成するための利用促進策を提案してください。

広島市の数値目標：平成30年度 2,095,900人 平成31年度 2,095,900人

平成32年度 2,095,900人 平成33年度 2,095,900人

（注）一時利用については実利用人数、登録利用については各自転車等駐車場の登録利用者が1  
供用日につき1回利用するものとみなして計算しています。

(4) 留意事項

ア 業務内容の詳細は「広島市自転車等駐車場（西部地区）管理業務仕様書」を参照してください。

イ 管理業務を一括して第三者に委託することはできません。ただし、管理業務の一部を専門業者等に委託する場合は広島市の承認を受けるとともに、業務内容を報告させ、完了確認を行い、その結果について、広島市に他の報告書とあわせて提出してください。

ウ 指定期間終了後の引継業務

指定期間が終了するに当たって、新たに指定管理者が指定された場合は、業務内容等を引き継いでください。

エ 広島市では、駐輪場のサービス向上の検討などを内容とする「広島市自転車都市づくり推進計画」を平成25年6月に策定していますので、自主事業や自転車等駐車場の利用促進策を検討する上で参考としてください。

## 5 管理の基準

(1) 関係法令等の遵守

地方自治法、消防法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、労働基準法、最低賃金法、建築基準法、広島市自転車等駐車場条例、広島市自転車等駐車場条例施行規則、広島市個人情報保護条例、その他関係法令等を遵守してください。

(2) 供用日の拡大や供用時間、入出庫可能時間の延長の提案

申請に当たっては、供用日、供用時間及び入出庫可能時間の拡大・延長についての提案も可能です。ただし、広島市自転車等駐車場条例施行規則第2条第1項に定める供用日、供用時間を維持することが最低条件となります。

なお、市民サービスの向上を図るため、広島市において必要があると判断したとき、又は行事や道路・下水道工事等により、自転車等駐車場の敷地を使用する必要がある場合には、供用日、供用時間又は入出庫可能時間の変更、一部休止をすることがあります。その際の利用者への周知、敷地使用者との引継ぎ等については、指定管理者の責任において行っていただきます。

## 6 指定管理料に関する事項

(1) 駐車料金

施設の駐車料金は、全て広島市の歳入となります。また、駐車料金の額は広島市が定めます。指定管理者は駐車料金の収受及び還付を行います。

## (2) 指定管理料の上限額

広島市が支払う指定管理料（４年分）の上限額は、３億２，３８９万５千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）とします。

なお、指定期間中に消費税率が引き上げられた場合は、指定管理料を増額するなどの適切な措置を講じます。

申請者は、管理運営経費を積算し、必要な指定管理料を提案してください。

積算額	内 訳
管理運営経費 (支出)	施設の維持管理・運営業務に伴う指定管理者の人件費、管理費（光熱水費、修繕料、保守管理費等）など

なお、当該上限額を上回る提案をされた場合は、選定の対象外とします。

## (3) 指定管理料の支払方法

指定管理料は、原則、前金払いとします。なお、指定管理者の申出により、指定管理料を概算払いとすることができます。

広島市から指定管理者への支払いは、毎月払いとします。

## 7 指定の取消し等

広島市は、指定管理者が次のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。

- (1) 条例、規則等に違反したとき。
- (2) 業務に際し不正行為があったとき。
- (3) 広島市に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。
- (4) 条例第 15 条第 2 項に定める基準に適合しなくなったとき。
- (5) 指定管理者の申請の際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき。
- (6) 別記「広島市の事務事業から暴力団を排除するための事務処理方針（指定管理者関係分抜粋）」に定める暴力団、暴力団員、県公安委員会公表者又は暴力団密接関係者に該当（役員が該当する場合を含む。以下「暴力団等」という。）することが判明したとき。
- (7) その他指定管理者に業務を行わせておくことが不可能、困難又は社会通念上不相当と広島市が判断したとき。

## 8 申請資格等

### (1) 基本的事項

申請者は、法人その他の団体とし、法人格を問いません（株式会社、任意団体等の組織の形態を問いません。個人は申請資格を有しません。）。

#### ア 複数の団体による共同申請

ジョイント方式により構成された団体は、構成員の中から代表となる団体を定めてください。なお、申請日以後の代表団体及び構成員の変更は原則として認めません。

当該ジョイント方式により構成された団体の構成員は、別のジョイント方式により構成された団体の構成員となり、又は、単独で申請することはできません。

#### イ 新たな法人の設立

新たな法人を設立する場合は、その法人を申請者としてください。申請時に設立されていない場合でも申請できることとしますが、仮協定書締結までに、法人登記簿謄本又は法務局登記官の受領書その他これらに準ずる書類を提出してください。

## (2) 選定基準

申請者は申請に当たり、次に掲げる基準のすべてに適合する必要があります。

- ア 市民の平等な自転車等駐車場の利用を確保することができること。
- イ 事業計画書の内容が、自転車等駐車場の設置の目的を効果的に達成し、かつ、その管理に要する経費を縮減できるものであること。
- ウ 事業計画書に沿った自転車等駐車場の管理を安定して行う能力を有していること。

## (3) 欠格事項

申請者が申請日において、次のアからエまでのいずれかに該当する場合は、選定の対象外とします。

- ア 広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当している場合
- イ 広島市税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納している場合
- ウ 労働基準法等労働者使用関連法令に違反し、極めて重大な社会的影響を及ぼしている場合
- エ 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用率が達成されておらず、かつ、障害者雇用納付金も滞納している場合

※ジョイント方式により構成された団体の場合は、団体を構成する会社等のうち1社でも欠格事項に該当するときは、当該ジョイント団体は選定の対象外とします。

※暴力団等は、欠格事項アにより選定の対象外となります。また、暴力団等に該当しないか確認するため、申請者の役員の氏名等に係る情報を関係する官公庁へ提供します。

## (4) 法定雇用障害者数（注1）を達成していない申請者が提出する書類

申請者が、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に定める障害者雇用状況報告書の作成時点（6月1日）において、法定雇用障害者数を達成していない場合は、障害者雇用計画書（様式10。注2）を提出し、同計画に基づき確実に障害者を雇用してください。

法定雇用障害者数を達成していないにもかかわらず、障害者雇用計画書を提出しない場合、又は提出された障害者雇用計画書の内容が著しく不相当であると広島市が認めた場合は、選定の対象外とします。

指定管理者の指定を受けた後は、業務実施報告（月例報告）等により障害者の雇用状況を報告していただきます。また、法定雇用障害者数の達成状況等を市議会に報告するとともに、広島市ホームページにて公表します。

なお、障害者雇用計画を達成していない場合は、理由書等の提出を求め、指導を行います。

（注1）「法定雇用障害者数」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第1項に基づき算出されたものをいう。

（注2）障害者雇用計画書は、その終期までに法定雇用障害者数を達成するよう作成してください。

## 9 応募要領の配布時期、場所等

### (1) スケジュール

- |             |                          |
|-------------|--------------------------|
| ア 応募要領の配布   | 平成29年7月14日から平成29年9月29日まで |
| イ 現地見学会の開催  | 平成29年7月25日 14時から         |
| ウ 質問受付期間    | 平成29年7月26日から平成29年8月8日まで  |
| エ 申請書受付期間   | 平成29年9月25日から平成29年9月29日まで |
| オ 書類審査・面接審査 | 平成29年10月中旬から10月下旬        |



カ	審査結果の通知	平成29年11月上旬
キ	仮協定の締結	平成29年11月中旬
ク	指定管理者の指定	平成29年12月下旬
ケ	協定の締結	平成30年3月

(2) 応募要領の配布期間、場所等

応募要領を次のとおり配布します。

配布期間：平成29年7月14日から平成29年9月29日まで

午前8時30分から午後5時15分まで

ただし、土、日、祝日及び8月6日を除く。

配布場所：道路交通局自転車都市づくり推進課（広島市役所本庁舎8階）及び広島市ホームページ

(3) 現地見学会の開催日時、場所等

ア 開催日時、場所

開催日時：平成29年7月25日 14時から

開催場所：広島市横川駅南口自転車等駐車場入口

※当日現地における質問は受け付けません。

イ 参加人数

1団体につき2名以内としてください。

ウ 実施内容

係員の誘導により、施設内部を見学していただきます。

エ 参加申込

「広島市自転車等駐車場（西部地区）現地見学会参加申込書」（様式13）に必要事項を記入の上、7月21日（金）午後5時15分までに、電子メール又はFAXで提出してください。

(4) 質問の受付

応募要領に関する質問を次のとおり受け付けます。

受付期間：平成29年7月26日から平成29年8月8日まで

受付方法：所定の質問書により、自転車都市づくり推進課に電話連絡の上、電子メール又はFAXで提出してください。

回答予定：9月7日（木）までに、広島市ホームページに随時掲載します。

(5) 申請書の受付

申請書を次のとおり受け付けます。

受付期間：平成29年9月25日から平成29年9月29日 午後5時まで

提出場所：道路交通局自転車都市づくり推進課まで持参又は郵送（特定記録郵便等とし、上記期限までの必着とします。）

※電子メール、FAXでの受付はしません。

## 10 提出書類・提出部数

提出書類一覧表（別紙1）のとおり

なお、申請者の発行済株式の100%を保有している親会社（株式会社に限る。）がいる場合は、親会社の財務状況も評価の対象としますので、申請者と同様の財務書類及び団体の概要を記載した書類を提出してください。

## 11 管理運営に関する収支計画書の開封

提出書類のうち、管理運営に関する収支計画書（様式5）及び積算内訳書（様式5別紙）については、次のとおり開封します。

(1) 開封日 平成29年10月2日 午前10時30分から

(2) 開封場所 広島市役所本庁舎14階第2会議室（予定）

※開封日時及び場所に変更があった場合は後日お知らせします。

(3) 実施方法

ア 開封時には、指定管理料の提案額が上限額の範囲内であるか否かを発表します（各申請団体の提案額は発表しません。）。また、申請者が1団体のみであった場合も同様に行います。

イ 申請者は開封の立会いを希望することができます。ただし、立会者は各申請団体につき1名とします。

## 12 その他留意事項

(1) 1団体（1グループ）が、この募集において複数の申請をすることはできません。

(2) 申請の際に要する費用は、申請者の負担とします。

(3) 提出された書類の内容は提出後には変更できません。

(4) 必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。

(5) 申請を辞退するときは、辞退届を提出してください。ただし、提出された書類は、理由のいかんにかかわらず返却しません。

(6) 本市が提供する資料は、申請に係る検討以外の目的で使用することを禁止します。また、この検討の目的の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させ、又は内容を提示することを禁止します。

(7) 申請団体が応募に当たって、特許権、実用新案権その他法令に基づいて保護されている権利を侵害し、第三者に損害を与えたときは、その責任の一切を申請団体が負うこととします。

(8) 申請書類の著作権は申請者に帰属しますが、広島市が指定管理者候補者の選定の公表等に必要の場合には、広島市は申請書類の著作権を無償で使用できるものとします。

(9) 提出した申請書類は市の公文書になるため、広島市情報公開条例に基づく情報公開請求が提出された場合は、原則として請求者に対して開示されます。

## 13 審査及び選定に関する事項

(1) 審査方法等

ア 審議会において、提出書類及び面接により審査し、指定管理者として適当であると判断される団体のうちから第1位順位から第3位順位までの候補者を選定します。

イ 応募団体が5団体を超える場合は、審議会にて提出書類を審査し5団体を選定（書類審査）した上で、面接審査を行います。書類審査の結果は全ての申請者に対して書面で通知します。

ウ 面接は、10月中旬から10月下旬を予定しています。日程、場所等が決まり次第通知します。

エ 面接には、応募団体（ジョイント方式により構成された団体で応募した場合は代表団体）の代表者を含む3名以内の出席をお願いします。

オ 代表者に代わり代理人が出席する場合は、代表者の委任状（様式15）を持参してください。

(2) 仮協定・協定の締結

広島市は、第1位順位の候補者と詳細な項目について協議を行い、協議成立後、仮協定を締結します。広島市議会の議決を経た後に、候補者を指定管理者として指定し、施設管理に関する協定を締結します。

第1位順位の候補者との協議が成立しない場合には、第2位順位、第3位順位の候補者と順次協議を行います。

なお、これらの者が応募要領に掲げる欠格事項に該当する場合には、仮協定は締結しません。

ア 協定は、指定期間を通じての基本的な事項を定めた「基本協定」と、年度ごとの管理経費や事業実施に係る事項等を定めた「年度別協定」で構成されます。

イ 指定管理者が協定の締結までに次の事項に該当するときは、仮協定を解除するとともに指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

(ア) 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実にないと認められるとき。

(イ) 著しく社会的信用を損なう行為等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

(ウ) 応募要領に掲げる欠格事項に該当するとき。

(3) 評価方法

広島市で定めた基準（評価基準）により評価します。

(4) 選定審査対象からの除外

次の要件に該当した場合は、選定審査の対象から除外します。

ア 提出書類に虚偽の記載があった場合

イ 応募要領に違反し、又は著しく逸脱した場合

ウ 提出書類等の提出期限を超過してから提出書類等が提出された場合

エ 申請日以後において応募要領に掲げる欠格事項に該当した場合

オ その他不正行為があった場合

(5) 審査結果の通知及び公表

申請者に対し、11月上旬に通知します。また、審査結果を広島市ホームページへの掲載等により公表します。

(6) その他

ア 審議会委員及び本市関係職員に対し、本件公募についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合には失格となることがあります。

イ 広島市議会で指定管理者を指定する議案が議決されなかった場合及び否決された場合、候補者が本件に関して支出した費用については、本市は補償しません。

○ 問合せ先

広島市道路交通局自転車都市づくり推進課 担当：松浦

TEL 082-504-2349 FAX 082-504-2379

メールアドレス jitensha@city.hiroshima.lg.jp

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

# 広島市自転車等駐車場（西部地区）管理業務仕様書

## 1 管理運営に関する基本的事項

指定管理者制度は、従来の公の施設の管理委託制度とは異なり、指定管理者が施設の管理権限と責任を有し、施設の管理を代行する制度である。指定管理者は、施設の適正な管理を確保しつつ、住民サービスの質の向上を図っていく必要がある。

指定管理者は、広島市自転車等駐車場を管理運営するに当たっては、次の各項目に留意して円滑に実施すること。

なお、広島市は施設の設置者として、必要に応じて指定管理者に対して指示等を行う。

- (1) 地方自治法（昭和 22 年法律 67 号）並びに、広島市自転車等駐車場条例（昭和 60 年広島市条例第 36 号。以下「条例」という。）及び広島市自転車等駐車場条例施行規則（昭和 60 年広島市規則第 29 号。以下「規則」という。）等の内容を十分に理解し、法令の規定に基づいた運営を行うこと。
- (2) 広島市個人情報保護条例（平成 16 年広島市条例第 4 号）の規定に基づき、個人情報の保護を徹底すること。
- (3) 広島市自転車等駐車場に関し保有する情報について、広島市情報公開条例（平成 13 年広島市条例第 6 号）の趣旨にのっとり、広島市が情報公開を行う場合と同様、広く公開に努めること。
- (4) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）に基づき、広島市が定める障害を理由とする差別の解消の推進に関する広島市職員対応要領を踏まえ、障害者に対する不当な差別的取扱いをすることなく、合理的な配慮に努めること。
- (5) 公の施設であることを常に念頭において、公平な管理運営を行うこととし、特定の団体等に有利あるいは不利になる運営をしないこと。
- (6) 事業計画書等に基づき、利用者が快適に施設を利用できるよう適正な管理運営を行うとともに、管理運営経費の削減に努めること。
- (7) 利用者の意見を管理運営に反映させ、利用者の満足度を高めていくこと。
- (8) 省エネルギーに努めるとともに廃棄物の発生を抑制し、環境に配慮した管理を行うこと。
- (9) 広島市と密接に連携を図りながら管理運営を行うこと。

## 2 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 条例及び規則に基づいて、自転車等駐車場を一般の利用に供すること。
- (2) 利用者の登録に関すること
- (3) 施設及び設備等の維持管理
  - ア 指定管理者は、施設を適切に管理運営するため日常的に点検を行い、建築物について、仕上げ材等の浮き、ひび割れ、はがれ、かび等の発生がない状態を維持し、かつ美観を維持すること。
  - イ 指定管理者は清掃、整理整頓により施設を常に清潔に保ち、廃棄物の処分を行うこと。
  - ウ 指定管理者は、利用者が安全で快適に利用できるよう管理運営し、関係法令に定める基準を満たすこと。
  - エ 指定管理者は、設備の性能・機能保持のため、法定点検等を適切に実施すること。その際、必要な部品・消耗品等の更新を行うこと。

- オ 必要な資格、知識及び豊富な経験・技能を有する者がそれぞれの管理を行うこと。
- カ 建築物等の不具合を発見した場合には、速やかに広島市に報告すること。
- (4) 警備、利用調査その他の管理に関することのうち、次に掲げること。
  - ア 施設の警備及び巡視
  - イ 施設の利用調査
  - ウ 高齢者や障害者等に対する補助
  - エ 満車時における他の自転車等駐車場への案内
  - オ その他施設の管理に必要と認められる事項
- (5) 備品の管理
  - ア 指定管理者は、広島市の所有に属する物品について「広島市物品管理規則」をはじめ、関係法令に基づき適正に管理すること。
  - イ 広島市の備品を施設の運営に支障を来さないよう管理し、破損、不具合等が発生した場合は、速やかに修繕などの措置を行うこと。  
※備品とは、比較的長期にわたって、その性質、形状等を変えることなく使用に耐えるもので、原則として取得価格が2万円以上の物品をいう。
- (6) 駐車料金の収受
  - 指定管理者は、利用者から駐車料金を収納したときは、次の各項に掲げるところにより処理する。
  - ア 駐車料金を収納したときは、当日分を取りまとめて収納した日の翌日（この日が土曜日、日曜日、休日その他金融機関が営業を行わない日又は指定管理者の所定の休日（以下「休日等」という。）であるときは、これらの日後において、これらの日に最も近い日で休日等でない日）までに、所定の納付書によって広島市指定金融機関又は広島市収納代理金融機関に払い込むこと。
  - イ 毎月10日までに、前月中に収納した駐車料金の内容を示す月計表を広島市に提出すること。
  - ウ 身体障害者等の駐車場利用に関する駐車料金の減免は、広島市が定める要綱に従って行うこと。
  - エ 前各項に定めるもののほか、駐車料金の収納事務の処理については、広島市の指示に従うこと。
- (7) 駐車料金の還付
  - ア 指定管理者は、広島市が事前に交付した還付資金を用いて駐車料金の還付事務を行う。
  - イ 登録の取消しにより、一旦収納した駐車料金を返還する際は、還付申請書等必要書類を提出させ、申請内容を確認した上で、還付事務を行う。
  - ウ 毎月10日までに、前月中に還付した駐車料金の内容を示す月計表を広島市に提出すること。
- (8) 施設の利用に係る周辺道路の交通処理に関すること。
- (9) 広報業務等
- (10) 利用促進業務
- (11) 暴力団排除の推進
  - 指定管理者は、施設の使用の許可等が業務の範囲となるときは、次に掲げるところにより、暴力団排除を推進すること。
  - ア 広島市暴力団排除条例及び別記「広島市の事務事業から暴力団を排除するための事務処理方針（指定管理者関係分抜粋）」の定めに従い、施設の使用が暴力団の威力の誇示若しくは組織の維持につながり、又はその使用により得た収益が暴力団の活動の資金となる等暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することとなると認めるときは、条例の規定にかかわらず、使用を許可しないこと。なお、この場合においては、あらかじめ広島市と協議すること。
  - イ 広島市暴力団排除条例及び別記「広島市の事務事業から暴力団を排除するための事務処理方針（指定管理者関係分抜粋）」の定めに従い、施設の使用が暴力団の威力の誇示若しくは組織の維持につながり、又はその使用により得た収益が暴力団の活動の資金となる等暴力団の活動を助長

し、又は暴力団を利することとなると認めるときは、条例の規定にかかわらず、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用の許可を受けた者に対し、退去を命ずること。なお、この場合においては、あらかじめ広島市と協議すること。

### 3 管理の基準

供用日、供用時間及び入出庫可能時間

施設名	収容台数	所在地	供用日	供用時間 (入出庫可能時間)
広島市横川駅北口自転車等駐車場	516台	西区横川町三丁目	1月3日 から 12月30 日まで	7時から21時まで (24時間)
広島市横川駅南口自転車等駐車場	520台	西区横川町三丁目		6時から翌0時30分まで (6時から翌0時30分まで)
広島市西広島駅北口自転車等駐車場	390台	西区己斐本町一丁目		5時30分から24時まで (24時間)
広島市西広島駅南口自転車等駐車場	1,200台	西区己斐本町一丁目		7時から23時まで (24時間)
広島市五日市駅北口自転車等駐車場	1,750台	佐伯区五日市駅前一丁目		5時15分から翌0時30分まで (5時15分から翌0時30分まで)
広島市五日市駅南口自転車等駐車場	630台	佐伯区旭園		6時から20時まで (24時間)

供用日、供用時間及び入出庫可能時間の拡大・延長について提案することができる。ただし、現行の供用日、供用時間及び入出庫可能時間を維持することが最低条件となる。

なお、市民サービスの向上を図るため、広島市において必要があると判断したとき、または、行事や道路・下水道工事等により、自転車等駐車場の敷地を使用する必要がある場合には、供用日、供用時間又は入出庫可能時間の変更、一部休止をすることがある。その際の利用者への周知、敷地使用者との引継ぎ等については、指定管理者の責任において行うものとする。

### 4 リスク分担

詳細については、別途協定で定める。主なリスク分担は次のとおり。

リスクの種類	広島市	指定管理者
物価の変動		○
需要の変動		○
自然災害等の不可抗力	協議	
第三者賠償（指定管理者に責めがある場合）		○
第三者賠償（指定管理者に責めがない場合）	○	
小規模な修繕		○
大規模な修繕（指定管理者に責めがある場合を除く。）※	○	
サービスや業務内容の変更	協議	

※大規模な修繕は1件当たりの費用が原則100万円以上のものとし、これに該当するか否かは、施設の規模等により、個別に広島市が決定する。また、大規模な修繕は基本的には広島市の負担とするが、指定管理者による修繕も可能とする。

### 5 自主事業

- (1) 施設の利用促進のための自主事業の実施
- (2) 利用者の利便性の向上のための自主事業の実施
- (3) 経理処理

自主事業は会計を独立させるものとする。

(4) 行政財産の目的外使用許可

地方自治法第238条の4第7項及び広島市財産条例の規定による自動販売機、売店、食堂、公衆電話等の設置に係る行政財産の目的外使用については、指定管理者の業務の範囲外となる。このため行政財産の目的外使用の許可については広島市が行う。また、使用許可に伴い広島市が定める使用料を納付するものとする。なお、これらの目的外使用許可に伴う収益については、原則、指定管理者の収益とすることができる。

## 6 職員配置、研修等

(1) 職員配置

管理運営業務を実施するために必要な業務執行体制を確保するとともに、労働基準法を遵守し、職員を配置すること。

配置人員は15人を標準とする。ただし、開場時の配置人員は、必ず1施設に2名以上の体制とする（24時間入出庫可の施設を除く。）。また、朝夕の繁忙時間帯の配置人員については十分配慮すること。

(2) 留意事項

駐車料金の収納及び還付事務（公金の取扱事務）については、別途広島市と指定管理者で委託契約を締結するが、当該事務は再委託することができないため、当該事務を含めた配置人員を計画すること。また、当該事務は指定管理料により実施するものとする。

(3) 研修等

ア 施設利用者に対し、常に良い接遇及び接客態度を心がけること。

イ 職員には施設の管理に必要な接遇や経理事務の研修を実施すること。

ウ 緊急時対策（防犯・防災対策など）マニュアルを作成し、職員を指導すること。

エ 事故が生じた場合は速やかに広島市に報告すること。

オ 個人情報の保護について、広島市個人情報保護条例を遵守するよう、職員に周知・徹底を図ること。

カ 勤務条件については、労働関係法令を遵守すること。

## 7 管理運営に関連して指定管理者が行う業務

(1) 事業の報告書

ア 指定管理者は、毎月、業務実施報告書を作成し、広島市に提出すること。

イ 指定管理者は、毎年度終了後速やかに事業報告書及び収支決算書を作成し、広島市に提出すること。

(2) 文書の保存

事業報告書及び管理等に関する文書、帳簿類は常に整理し、5年間保存すること。

(3) 利用者ニーズ把握のための調査等業務

指定管理者は利用者のニーズを把握するためアンケート調査等を実施すること。

(4) 自己評価の実施

指定管理者は適宜利用者等からの意見や満足度を聴取し、自己評価を行うこと。

(5) 広島市が実施する業務への協力

指定管理者は広島市が実施する業務に協力すること。

なお、現在広島市が観光レンタサイクル事業のため施設の一部を使用している西広島駅北自転車等駐車場においては、平成30年度以降同事業を継続する場合は引き続き施設の使用に協力するこ

と。

## 8 モニタリング及び実績評価

### (1) モニタリングの実施

広島市は、指定期間中にモニタリングを実施する。

### (2) 実績評価の実施

広島市は、指定管理者が事業計画書に基づき提供する業務の水準を確認するため、業務実施状況の評価を行う。

### (3) 業務の基準を充たしていない場合の措置

実績評価の結果、指定管理者の業務が基準を充たしていないと判断した場合、広島市は指定管理者が必要な改善措置を講じるよう通知や是正通告を行い、それでも改善が見られない場合、指定を取り消すことがある。

## 9 協定の締結

広島市と指定管理者は、業務内容に関する細目的事項、管理の基準に関する細目的事項等について協議の上、基本協定及び年度協定を締結する。

## 10 指定管理者の履行責任に関する事項

(1) 指定管理者は、施設又は利用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに広島市に報告しなければならない。

(2) 指定管理者は、事業継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに広島市に報告しなければならない。

(3) 前記に規定するもののほか、指定管理者の履行責任に関する事項については、協定で定める。

## 11 事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合は、広島市は指定管理者に改善勧告を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができる。

この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかつた場合には、広島市は、指定管理者の指定を取り消すことができる。

(2) 指定管理者が倒産し、又は指定管理者の財務状況が悪化し、指定に基づく管理の継続が困難と認められる場合には、広島市は指定管理者の指定を取り消すことができる。

(3) (1)又は(2)により、指定管理者の指定を取り消された場合には、指定管理者は広島市に生じた損害を賠償しなければならない。

(4) 不可抗力その他広島市又は指定管理者の責めに帰すことができない事由により、業務の継続が困難になった場合は、広島市と指定管理者は事業継続の可否について協議する。

(5) 前記に規定するもののほか、事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項については、協定で定める。

## 12 その他

(1) 指定管理業務期間の前に行う業務



当該業務の実施に要する、指定管理者となる団体の人件費等の経費は、当該団体が負担すること。

- ア 協定項目についての広島市との協議
- イ 配置する職員等の確保、職員研修
- ウ 業務等に関する各種規程の作成、協議
- エ 現行の指定管理者からの業務引継ぎ

(2) 保険への加入

指定管理者は「広島市自転車等駐車場（西部地区）指定管理者応募要領」及び本管理業務仕様書に定める自らのリスクに対して、適切な範囲で保険等に加入すること。なお、火災保険については広島市が加入する。

(3) 指定期間終了にあたっての引継業務

指定管理者は、指定期間終了時に、次期指定管理者が円滑かつ支障なく施設の業務を遂行できるよう引継ぎを行う。なお、当該引継ぎに要する、指定管理者であった団体の人件費等の経費は、当該団体が負担すること。

(4) 監査

広島市監査委員等が広島市の事務を監査するにあたり、必要に応じ指定管理者に対し、実地に調査し、又は必要な記録の提出を求める場合がある。

(5) 個人情報の取扱い

指定管理者には、法令等の規定により、個人情報の適切な取扱いのために必要な措置を講じる義務が課せられる。個人情報の適切な取扱いに関し実効性を確保するため、別記「個人情報取扱特記事項」を基に、広島市と指定管理者が締結する協定において、具体的な規定を設けることとする。

## 広島市の事務事業から暴力団を排除するための事務処理方針(指定管理者関係分抜粋)

### 1 目的

この事務処理方針は、広島市暴力団排除条例第6条及び第7条の規定を円滑に運用するため、本市が実施する事務又は事業が暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することにならないよう、本市が講じる暴力団排除の措置について、その取扱いを定めるものである。

### 2 定義

#### (1) 暴力団

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

#### (2) 暴力団員

法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

#### (3) 県公安委員会公表者

暴力団への利益供与を行ったことなどにより、広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われている者をいう。

広島市暴力団排除条例においては、暴力団員及び県公安委員会公表者を「暴力団員等」と定義している。

#### (4) 暴力団密接関係者

次のいずれかに該当する者をいう。（実際の排除時の認定については、広島県警察本部（以下「警察本部」という。）との個別協議を要する。）

ア その行うべき事業の経営若しくは運営を暴力団若しくは暴力団員等（暴力団員及び県公安委員会公表者をいう。以下この項目において同じ。）に行わせ、経営上若しくは運営上の重要事項の決定に暴力団若しくは暴力団員等を関与させ、又は暴力団員等を役員若しくは店舗、工場その他の事業所を代表する使用人としている事業者

イ 暴力団が勢力を誇示するために行う活動若しくは暴力団に特有の行事に参加し、又はこれらの活動若しくは行事の開催を支援するなど、積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与することとなる行為をしている者（事業者を含む）

ウ 暴力団員とゴルフ、飲食（生活上必要な日常の食事を除く。）、旅行その他の遊興をしばしば共にし、又は暴力団若しくは暴力団員と社会通念上形式的又は儀礼的なものと認められる限度を超えた贈答を行うなど、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（事業者を含む）

エ 情を知って、上記アからウまでの者を利用している者（事業者を含む）

オ 情を知って、上記アからウまでの者に資金等を供給し、又は便宜を供与している者（事業者を含む）

#### (5) 排除対象者

原則、前記(1)～(4)に該当するものをいう。（ただし、前記(4)の暴力団密接関係者を排除対象者とするかどうか等については、事務事業の内容に応じて判断するものとする。）

#### (6) 事務事業

原則として本市が実施する全ての事務又は事業をいう。

#### (7) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利する

事務事業を通じて暴力団にとって有益となる行為を行うことにより、暴力団の組織の維持・拡大

に資することをいう。

### 3 暴力団排除の基本的な考え方

#### (1) 排除の対象となる事務事業

暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利するおそれのある事務事業とする。

#### (2) 排除の根拠となる規程等の整備

排除の対象となる事務事業については、暴力団の排除の根拠となる条例、規則、要綱、要領等を個別に整備し、排除の基準を明確にする。

#### (3) 排除の方法

排除の対象となる事務事業の相手方が排除対象者である場合、あるいは、事務事業により暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することとなると認められる場合には、契約、許認可、補助金等の交付、公の施設の指定管理者の指定又は使用の許可等の事務事業において、その相手方としない等必要な措置を講じる。

#### (4) 排除の例外

事務事業のうち、次に掲げるものについては、排除措置を行わないことができる。

ア 事務事業の内容から暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利するものとならないもの。

(ア) 事務事業の相手方が公益的法人等、公共的団体等、公益事業者など、排除の対象として確認を行う必要のない団体等（後記(5)参照）に限定されているため、暴力団が関与する可能性がないもの。

(イ) その他、事務事業の内容から暴力団が関与する可能性がないもの。

イ 法令等に基づく許認可、登録などの事務で、要件や欠格事由が明確に限定されており、本市の裁量により排除対象者であることを理由に排除ができないもの。（食品衛生法に基づく営業許可等）

ウ 排除措置の内容にかかわらず、措置を行うこと自体が、事務事業の目的、趣旨を大幅に逸脱するもの又は基本的人権を侵害すると判断されるもの。（各種奨学金制度、医療費助成等）

エ その他、災害時等緊急を要する場合に排除措置を行うことにより事務事業が遅延し、市民生活に支障をきたすなど、排除措置を行うことが適当でないもの。

#### (5) 排除の対象として確認を行う必要のない団体等

次に掲げる団体等については、暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することがないと考えられることから、警察本部への照会等排除の対象としての確認は行わないものとする。

ア 国及び地方公共団体

イ 特殊法人、認可法人、特別民間法人、独立行政法人及び地方独立行政法人

ウ 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の規定により地方公共団体が条例で定める公益的法人等

エ 国又は地方公共団体が構成員となっている実行委員会、協議会等の団体

オ 農業協同組合、商工会、社会福祉協議会、青年団等の公共的団体等

カ 電気事業者、ガス事業者等の公益事業者

キ 町内会、自治会等の地縁団体、子ども会、老人会等の特定の目的をもって地域で組織される団体、又はその連合会など、その団体の活動内容等により暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利するおそれのない団体

ク その他、本市がその団体の活動内容等を詳細に把握しており、暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利するおそれがないことが明らかな団体

(6) 国の法令等に基づく排除措置

本市の裁量が及ばない法定受託事務等で、国の法令等に基づき暴力団の排除措置を講じる事務事業については、この事務処理方針によらず、当該法令等により排除措置を講じるものとする。(産業廃棄物処理業からの暴力団排除、暴力団員に対する生活保護の適用等)

4 具体的な作業手順

(1) 関係規程等の整備

各所属において、前記3「暴力団排除の基本的な考え方」に基づき、所管する事務事業に係る規程や関係様式等の改正等の必要性について確認し、必要なものについては下記の手順を参考として規程等の整備を行う。

ア 排除規程(規則、要綱等)の整備

(7) 入札時、許認可等申請時(事前)における排除条項の整備

- 事務事業の相手方から暴力団、暴力団員、県公安委員会公表者及び暴力団密接関係者を排除する条項を整備する場合

【規定例1-(1)】

次に掲げる者は〇〇としない。

- 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
- 2 広島県暴力団排除条例(平成22年広島県条例第37号)第19条第3項の規定による公表が現に行われている者
- 3 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

【規定例1-(2)】

次に掲げる者は〇〇できない。

- 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
- 2 広島県暴力団排除条例(平成22年広島県条例第37号)第19条第3項の規定による公表が現に行われている者
- 3 次のいずれかに該当する者
  - (1) その行うべき事業の経営若しくは運営を暴力団若しくは暴力団員等(暴力団員及び上記2の規定による者をいう。以下同じ。)に行わせ、経営上若しくは運営上の重要事項の決定に暴力団若しくは暴力団員等を関与させ、又は暴力団員等を役員若しくは店舗、工場その他の事業所を代表する使用人としている事業者
  - (2) 暴力団が勢力を誇示するために行う活動若しくは暴力団に特有の行事に参加し、又はこれらの活動若しくは行事の開催を支援するなど、積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与することとなる行為をしている者
  - (3) 暴力団員とゴルフ、飲食(生活上必要な日常の食事を除く。)、旅行その他の遊興をし、しばしば共にし、又は暴力団若しくは暴力団員と社会通念上形式的又は儀礼的なものと認められる限度を超えた贈答を行うなど、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(4) 情を知って、上記(1)から(3)までの者を利用している者

(5) 情を知って、上記(1)から(3)までの者に資金等を提供し、又は便宜を供与している者

- 許可・承認等が暴力団の利益になる（又はそのおそれがある）と認められることを排除する条項を整備する場合

**【規定例2】**

次のいずれかに該当するときは○○する（しない）ことができる。

1 暴力団の利益になり、又はそのおそれがあると認められるとき。

- (イ) 契約締結後、許認可等決定後（事後）における排除条項の整備

- ・ 契約締結後や許認可等決定後に、暴力団、暴力団員、県公安委員会公表者又は暴力団密接関係者であることが判明した場合、又は暴力団の利益になり若しくはそのおそれがあると認められた場合に、契約の解除、許認可等の取消や補助金等の返還をさせることができる旨の規定を整備する。
- ・ 事務事業からの排除を逃れるため、暴力団員、県公安委員会公表者又は暴力団密接関係者であることを隠ぺいするなど、虚偽の申請等を行った場合は取消しや解除、解約等ができる規定を整備する。
- ・ 事業の内容に応じて、違約利息、損害賠償等の規定を追加する。

- イ 関係様式等の改正等

暴力団排除のための関係様式等の改正については、次のようなものが考えられることから、必要に応じた改正等を行うものとする。

- (ア) 警察に照会するための情報の収集等

暴力団員、県公安委員会公表者又は暴力団密接関係者の該当性について警察に照会を行う場合には、相手方の「氏名」、「読み仮名」、「生年月日」が必要となることから、それらの情報を収集するための申請書等の改正を行う。

- ・ 申請者等が個人の場合は、「氏名」、「読み仮名」、「生年月日」がわかるように申請書等の様式を改正する。
- ・ 申請者等が法人の場合には、必要に応じて、役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対して業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）の「役職名」、「氏名」、「読み仮名」、「生年月日」を記入した役員名簿を添付するよう規程等を改正する。
- ・ 法人以外の団体等の申請の場合も同様とする。
- ・ 警察等に照会する旨を申請書等に記載し、相手方の同意を得る。

**【記載例】**

○○を承諾のうえ、次のとおり申請します。また、この申請書の内容について、暴力団排除のため、関係する官公庁へ照会する場合がありますことに同意します。

**【留意点】**

申請書等への生年月日の記入は、個人情報利用目的を明確にしたうえでないとトラブルの元になるおそれがあることから、警察等への照会の同意を得るなど、その利用目的を相手方に周知する必要がある。

- (イ) 事前確認欄の整備

申請等を行う際に、申請等を行おうとする者が自ら「不承認事由」を確認することができるよう、申請書等にチェック、署名欄を設ける。

<p><b>【記載例】</b></p> <p>(チェック欄)</p> <p><input type="checkbox"/> 暴力団員又は暴力団関係者ではありません。</p> <p><input type="checkbox"/> 暴力団の利益になる〇〇ではありません。</p> <p>署名（自署）</p>
---

(ウ) 誓約書等の作成

従来の申請書に加え、暴力団員等でないこと、暴力団の利益になるものでないことなどの誓約書を新たに作成する。

ウ 警察への規程等の送付

暴力団の排除措置を講じている関係規程等は、市民局市民安全推進課を経由して警察本部に送付する。

また、関係規程等の改正を行った場合も同様とする。

(2) 事務事業の相手方への周知

所管する事務事業について、暴力団排除の根拠となる関係規程等の改正を行った場合は、速やかに改正の趣旨及び改正内容を事務事業の相手方又は相手方になろうとする者に対して周知するよう努めるものとする。

5 具体的な排除方法及び警察本部への照会の基準等

(1)～(4) (略)

(5) 指定管理者の指定に係る事務

ア 排除の対象

暴力団、暴力団員、県公安委員会公表者及び暴力団密接関係者

イ 警察本部への照会の基準等

(ア) 照会の基準

公の施設の指定管理者候補の選定において、公募とする施設の指定管理者として応募した者及び非公募とする施設の指定管理者として選定しようとする者について、相手方が排除対象者か否かを照会する。(排除の対象として確認を行う必要のない団体等(前記3「暴力団排除の基本的な考え方」の「(5) 排除の対象として確認を行う必要のない団体等」参照)を除く。)

(イ) 外部からの通報時の処理基準

指定管理者として指定した後外部からの情報提供等により、相手方が排除対象者である疑いが生じた場合は、市民安全推進課と協議のうえ、必要に応じて警察本部に確認する。

ウ 具体的な排除方法等

(ア) 応募時の警察本部への照会により相手方が排除対象者であると判明した場合は、選定の対象外とする。

(イ) 指定した後、外部からの情報提供等に基づく警察本部への確認により、又は警察本部からの通報により相手方が排除対象者であることが判明した場合は、既にした指定を取り消すとともに、本市の損害に係る賠償の請求等必要な措置を講じる。

(6) 公の施設の使用の許可等に係る事務

ア 排除の対象

暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することになる使用(相手方が暴力団員等であること

の該当性により判断するのではなく、使用目的や内容で判断する。)

**【排除の対象となる使用の例】**

- 1 暴力団の威力誇示や組織維持につながるもの
  - 会議室を使用した襲名披露式、出所祝
  - 会議室を使用した結婚披露宴（威力誇示や組織維持につながるものに限る）
  - ホールを使用した組織拡大に資する講演会
- 2 暴力団の資金源につながるもの  
（施設を使用して得た収益金が暴力団の資金源になるものに限る）
  - ホールを使用したコンサート
  - 体育館を使用した格闘技大会
  - ロビーやギャラリーを使用した倒産品市
  - 公園や公共広場等を使用したイベント（露店の出店を含む）

イ 警察本部への確認の基準等

(ア) 確認の基準

公の施設の使用等の申請（予約）時の使用目的・内容、相手方の言動等により、排除対象となる使用の疑いがある場合（市民安全推進課と協議し、その必要があると判断した場合に限る）

(イ) 外部からの通報時の処理基準

外部からの情報提供等により、排除対象となる使用である疑いが生じた場合は、市民安全推進課と協議のうえ、必要に応じて警察本部に確認する。

ウ 具体的な排除方法等

(ア) 申請（予約）時の警察本部への確認により排除対象となる使用であると判明した場合は、不許可・不承認とする。（申請と同時に許可を与えるものなど、既に許可等を行っているものについては、許可の取り消し等を行う。）

(イ) 許可等の決定後、外部からの情報提供等に基づく警察本部への確認により、又は警察本部からの通報により排除対象となる使用であることが判明した場合は、既にした許可等を取り消すとともに、使用料に係る清算等必要な措置を講じる。

エ 申請窓口における周知等

(ア) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することになる使用を排除するため、「暴力団の利益となる使用は不許可とする。」「使用許可の決定にあたり、警察と協議する場合がある。」ことを申請窓口等で周知するとともに、このことに承諾を得るために「使用申請書」等の様式を見直すものとする。（必要に応じて「利用規約」「利用の手引き」等の改正を行う。）

※ 前記4「具体的な作業手順」の「(1)関係規程等の整備」を参照

(イ) 暴力団への対応は、個人ではなく組織として対応する必要があることから、施設毎の実情を踏まえた対応マニュアルを策定するとともに、定期的な職員研修を実施するものとする。

(7) (略)

6 警察本部への照会等

(略)

7 広島県暴力団排除条例第19条第3項の規定による公表について

(略)

8 収集した情報の適正な管理

暴力団排除に係る相手方の「氏名」、「読み仮名」、「生年月日」の情報の収集、警察本部に対するそ

これらの情報の提供は、本市が実施する事務又は事業が暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利用することにならないよう、本市が必要な措置を講じるためのものであり、それ以外の目的で利用又は提供してはならない。

9 その他

(略)

附 則

この事務処理方針は、広島市暴力団排除条例の施行の日から施行する。

(別添) (略)



## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、本業務を行うに当たっては、広島市個人情報保護条例その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

### (秘密の保持)

第2 乙は、本業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。本協定の期間満了後、又は本協定の解除後においても同様とする。

### (従事者の監督)

第3 乙は、本業務に従事している者に対し、本業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。本協定の期間満了後、又は本協定の解除後においても同様とする。

### (収集の制限)

第4 乙は、本業務を行うために個人情報を収集するときは、本業務の目的の範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

### (目的外の利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、本業務に関して知り得た個人情報を本業務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

### (再委託の禁止)

第6 乙は、本業務を行うための個人情報を自ら取り扱うものとし、甲の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

### (適正管理)

第7 乙は、本業務に関して知り得た個人情報の漏えい、改ざん、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### (作業場所以外での業務の禁止等)

第8 乙は、本業務の作業場所を甲に報告するものとし、当該作業場所以外で本業務を行ってはならない。また、甲が指定する場所又は当該作業場所以外に個人情報を持ち出してはならない。

### (複写及び複製の禁止)

第9 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、本業務を行うために甲から提供を受け、又は自ら収集した個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

### (資料等の返還等)

第10 乙は、本業務を行うために甲から提供を受け、又は自ら収集した個人情報が記録された資料等を本協定の期間満了後又は本協定の解除後、直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

### (事故発生時における報告等)

第11 乙は、本協定に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがある場合は、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。本協定の期間満了後、又は本協定の解除後においても同様とする。これらの場合において、乙は、甲から立入検査の実施を求められたときは、これに応ずるものとする。

### (開示等の求めに応ずる義務)

第12 乙は、その保有する個人情報について、個人情報の本人から開示、訂正又は利用停止を求められた場合は、甲が行う個人情報の取扱いの例により、これに応ずるものとする。

## 広島市自転車等駐車場指定管理者の申請者の評価基準

### ア 評価項目・配点

評価項目	配点
<b>【市民の平等利用を確保することができること。】</b> 〔評価のポイント〕 ① 利用者の平等かつ公平な利用を確保するための方策等が、条例、規則等に沿った適切なものとなっているか。 ② 障害者や高齢者などの施設の利用に当たっての合理的配慮について、どのような方策がとられているか。	5点
<b>【施設効用が最大限に発揮されること。】</b> 〔評価のポイント〕 ① 利用者に対するサービスの向上を図れるものになっているか。 ② 維持管理に関する計画が適切なものになっているか。 ③ 収入の見積りが適切なものになっているか。 ④ 施設の利用促進に係る数値目標が達成されるものになっているか。	50点
<b>【事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していると認められること。】</b> 〔評価のポイント〕 ① 団体の経営は安定しているか。 ② 市が提示した適正な管理の実施が確保されるようになっているか。 ③ 個人情報等の管理体制は適正か。 ④ 緊急事態等に対応可能な体制になっているか。	35点
<b>【管理経費の縮減】</b> ① 提案額が上限額を超える場合は、0点とする。 ② 提案額が下限額を下回る場合は、調査の結果、業務が適正に履行されないおそれがあると認められるときは0点とし、適正に履行されると認められるときは満点（10点）とする。 ③ 上記①、②以外の場合は、次の算式により採点する。ただし、その数値が1未満の場合は1点とする。 〔算式〕 $\left[ \frac{\text{上限額} - \text{提案額}}{\text{上限額} - \text{下限額}} \times 10 \text{点} \right] \quad \text{小数点第2位を四捨五入}$	10点
計	100点

※ 上記評価項目のうちいずれか1項目に「0点」がある場合は、選定の対象外とする。

### イ 加点減点項目・配点

<b>【障害者雇用率の達成】</b> ① 障害者雇用率が2.0%を超えて3.0%未満の場合は4点加点 ② 障害者雇用率が3.0%以上で4.0%未満の場合は7点加点 ③ 障害者雇用率が4.0%以上の場合は10点加点 ④ 過去2年度分の障害者雇用納付金を1年度分でも滞納していた場合は2点減点	公庫・公団等の特殊法人等の場合は、障害者雇用率を「2.0%→2.3%」「3.0%→3.45%」「4.0%→4.6%」と読み替える。
<b>【環境問題への配慮】</b> ISO 14001 若しくは ISO14005 又はエコアクション21を取得している場合は5点加点	
<b>【男女共同参画・子育て支援の推進】</b> ① 次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定義務があるが策定していない場合は3点減点 ② 次世代育成支援対策推進法に基づく認定を受けている場合は2点加点 ③ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「一般事業主行動計画」の策定義務があるが策定していない場合は3点減点 ④ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定を受けている場合は2点加点	
<b>【地域貢献度】</b> ① 広島市内に、本店がある場合は4点、本店がなく支店がある場合は2点、その他事業所等がある場合は1点を加点する。 ② 本施設の従事者のうち市内在住者の割合が、8割以上の場合は3点、5割以上で8割未満の場合は2点、2割以上で5割未満の場合は1点を加点する。	
上記の項目の合計得点に0.5を乗じたものを加点減点項目全体の得点とする。	

※ ジョイント方式により構成された団体の場合、加点項目は全社が当該項目に該当する場合に加点し、減点項目は1社でも当該項目に該当する場合に減点する。

## 広島市自転車等駐車場（西部地区）の施設概要

### 1 施設概要

名 称	所在地	収容台数	構 造	設 備	開設年度
横川駅北口自転車等駐車場	広島市西区横川町三丁目	516 台	平 面	管理棟	昭和 61 年度
横川駅南口自転車等駐車場	広島市西区横川町三丁目	520 台	SRC 地上 2 階	モニター, カメラ, 放送装置, 自動火災報知設備, 室内機, 室外機, 搬送用コンベア, 屋上緑化, ラック	平成 15 年度
西広島駅北自転車等駐車場	広島市西区己斐本町一丁目	390 台	平 面	管理棟, カメラ	平成 7 年度
西広島駅南自転車等駐車場	広島市西区己斐本町一丁目	1,200 台	平 面	管理棟	平成 7 年度
五日市駅北口自転車等駐車場	広島市佐伯区五日市駅前一丁目	1,750 台	RC 地下 1 階地上 2 階	モニター, カメラ, 放送装置, 自動火災報知機, 泡消火設備, 防火・防排煙設備, 室内機, 室外機, 湧水ポンプ, 搬送用コンベア, ラック	平成元年度
五日市駅南口自転車等駐車場	広島市佐伯区旭園	630 台	平 面	管理棟, ラック	昭和 61 年度

2 主なメンテナンス

対象 \ 頻度	6か月に1回	1年に1回	3年に1回
搬送用コンベア	○		
換気設備	○		
消火設備 (泡消火設備, 自動火災報知機等)	○		
建築設備点検		○	
特殊建築物定期点検			○

3 既存の備品等

品名	数量	品名	数量
ロッカー	1	キーケース	2

4 利用状況及び収入金額（平成26年度～平成28年度）

(1) 利用状況

(単位：台)

年 度	自転車（台）		バイク（台）		計（台）	
	一時利用	登録利用	一時利用	登録利用	一時利用	登録利用
平成26年度	337,109	1,522,915	53,923	196,503	391,032	1,719,418
平成27年度	302,238	1,535,560	56,989	205,183	359,227	1,740,743
平成28年度	303,435	1,518,482	55,971	199,488	359,406	1,717,970

(注) 一時利用については実利用人数、登録利用については各自転車等駐車場の登録利用者が1  
供用日につき1回利用するものとみなして計算しています。

(2) 収入金額

(単位：円)

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度
駐車料金	107,859,200	103,753,900	106,573,500

## 5 管理経費支出額

## (1) 平成26年度

(単位：千円)

区 分	平成26年度	
<b>1 人件費</b>	<b>55,390</b>	
	人件費・賃金	2,279
	自転車等駐車場の運用管理業務	53,111
<b>2 施設管理費</b>	<b>26,482</b>	
	光熱水費	9,599
	修繕料	1,045
	委託料	9,711
	備品購入費	0
	消耗品費	2,162
	通信運搬費	1,545
	保険料	31
	上記以外の経費	2,389
<b>合 計</b>	<b>81,872</b>	

## (2) 平成27年度

(単位：千円)

区 分	平成27年度	
<b>1 人件費</b>	<b>57,523</b>	
	人件費・賃金	2,406
	自転車等駐車場の運用管理業務	55,117
<b>2 施設管理費</b>	<b>18,265</b>	
	光熱水費	8,897
	修繕料	853
	委託料	2,502
	備品購入費	0
	消耗品費	2,186
	通信運搬費	1,486
	保険料	18
	上記以外の経費	2,323
<b>合 計</b>	<b>75,788</b>	

## (3) 平成28年度

(単位：千円)

区 分	平成28年度	
<b>1 人件費</b>		<b>57,031</b>
	人件費・賃金	3,786
	自転車等駐車場の運用管理業務	53,245
<b>2 施設管理費</b>		<b>24,617</b>
	光熱水費	8,350
	修繕料	4,317
	委託料	6,046
	備品購入費	0
	消耗品費	2,119
	通信運搬費	1,623
	保険料	31
	上記以外の経費	2,131
<b>合 計</b>		<b>81,648</b>

(参考) 警備・保守点検費等及び修繕費に係る業務委託等の対象箇所 (平成 28 年度)

(○ : 対象箇所)

委託業務名		西部地区					
		横川駅北口	横川駅南口	西広島駅北	西広島駅南	五日市北口	五日市南口
警備・保守点検等	ゴミ収集及び運搬業務	○	○	○	○	○	○
	夜間警備等		○			○	
	シャッター等開閉業務及び夜間巡視業務	○		○	○	○	○
	消防用設備保守点検		○			○	
	自転車等搬送用コンベア保守点検		○			○	
	屋上花壇管理		○				
	建築設備点検及び特殊建築物定期点検		○			○	
	エアコン洗浄業務				○		○
	登録業務委託等	○	○	○	○	○	○
修繕費	照明等補修					○	
	場内補修		○		○	○	○
	防犯カメラ補修						
	消防設備補修						

## 利用者の登録に関する事務の概要

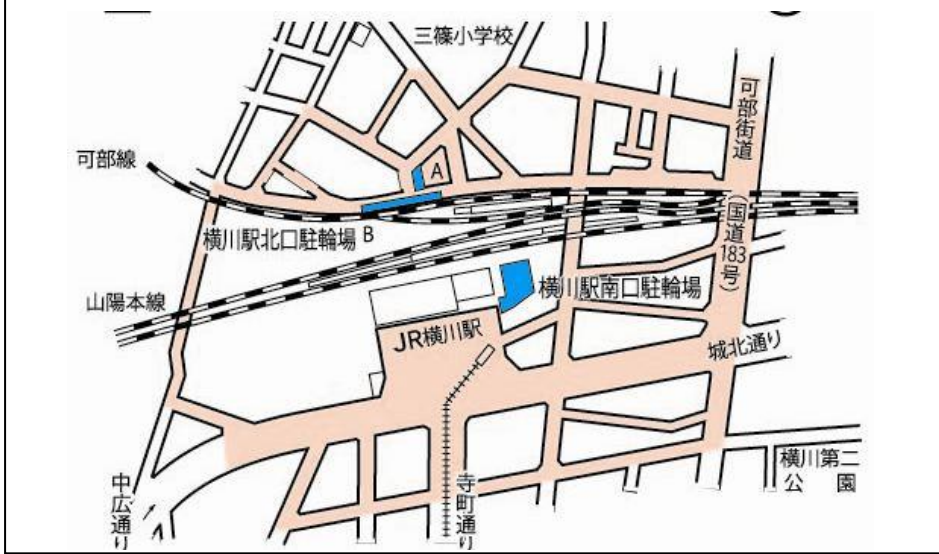
	項 目	内 容	実施時期
4月新規登録事務	①広報事務	・募集案内・申請書等の作成・配布 ・ホームページ等での広報	2月中旬～ 3月中旬
	②受付事務	・申請受付	3月1日～ 3月中旬
	③抽選会の実施	・応募者多数の駐輪場について、抽選により利用者を決定 ・落選者への落選通知の発送	3月中旬
	④利用決定通知及び納付書送付	・当選者への利用決定通知及び仮登録シールの発送	3月下旬
	⑤追加登録募集及び受付事務	・追加登録用申請書の配布 ・空きがある駐輪場の追加登録申請受付（先着順）	3月中旬～ 3月下旬
	⑥料金収納及び登録証の発送	・料金の納付確認後、登録証の発送（前期分は4月、後期分は8月に送付）	4月・8月
	⑦落選者の登録待機申請の受付	・申請受付 ・申請者に順位を付して登録	3月～
年度中途登録事務	①登録待機者及び登録利用申請者に対する案内・受付	・登録待機者に順番が回ってきた場合及び空きのある駐輪場の利用希望があった場合の利用案内及び申請受付事務 ・空きのない駐輪場の登録待機申請の受付	年間
	②料金の納付確認及び登録証の発送	・料金の納付確認後、登録証の発送（随時発送。ただし、後期分は8月以降に送付）	年間
利用取消事務 料金督促・	①未納者に対する督促・利用取消事務	・料金未納者に対する督促状の発送 ・支払に応じない者への利用取消通知の発送	4月～5月・ 9月

- (注) 1. 登録利用の受付は全ての有人の駐輪場窓口で行えるようにしてください。
2. 利用決定通知書に付随する領収済通知書等は、広島市が指定するレイアウトのものである必要があります。
3. 利用料金の納付確認は、指定管理者が管理する利用者データと広島市が送付する領収済データの照合により行う必要があります。
4. 登録利用に関する事務をシステムにより実施する場合、システムの開発及び運用に係る経費は指定管理者の負担とします（現指定管理者は自社所有のシステムを使用したため、管理経費支出額にシステム開発費は含まれていません。）。

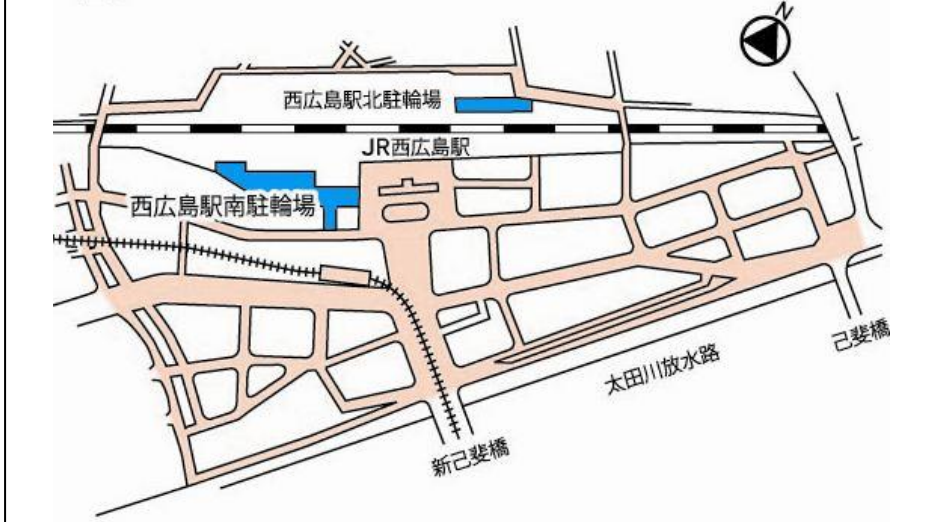


# 広島市自転車等駐車場位置図（西部地区）

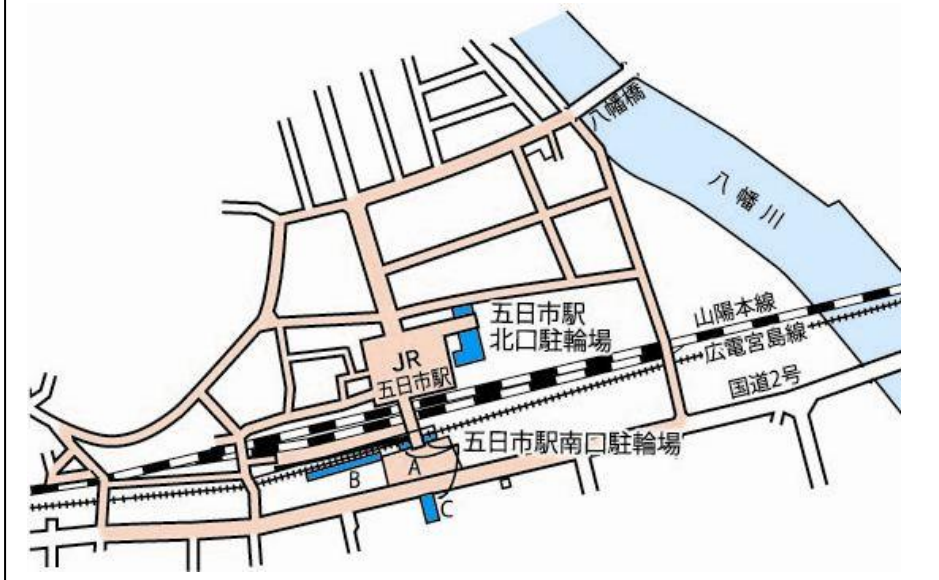
## 【横川駅周辺】



## 【西広島駅周辺】



## 【五日市駅周辺】



## 提出書類一覧

(1) 指定申請に関する書類			提出 部数
①	指定申請書	単独団体の場合	様式 1
		ジョイント方式により構成された団体の場合	ア 様式 2 イ ジョイント方式により構成された団体の構成員名簿兼委任状 (様式 3)
②	広島市自転車等駐車場 (西部地区) の管理運営に関する事業計画書	管理運営に関する事業計画書 (様式 4)	
(2) 提案額に関する書類			提出 部数
①	管理運営に関する収支計画書及び積算内訳書	様式 5 及び様式 5 別紙 (別紙・収支計画書の提出方法を参照)	
(3) 申請者に関する書類			提出 部数
①	広島市が推進すべき施策に関する報告書	様式 6	
②	申請者の定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類	3 か月以内に発行されたもの 法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類	
③	法人の登記事項証明書又は登記簿謄本		
④	財務書類 (内訳) 最近 3 事業年度における法人税申告書の写し (税務官署受付印のあるもの。ただし e-tax の場合は受信通知などが確認できること)、貸借対照表、損益計算書、事業報告書、株主資本等変動計算書、個別注記表、キャッシュフロー計算書、附属明細書、会計監査人又は監査役会により監査を受けた場合その監査報告書	組織規模等により、作成が義務づけられていない書類については、提出不要 申請者の発行済株式の 100% を保有する親会社 (株式会社に限る。) がいる場合は、親会社の書類も提出。	
⑤	申請書を提出する日の属する事業年度における団体に関する事業計画書及び収支予算書	法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類	
⑥	団体の概要を記載した書類	ア 団体の概要 (様式 7) イ 役員名簿 (様式 8) ウ 設立趣旨、事業内容、役員名簿 (法人以外の団体にあつては、代表者又は管理人等の名簿)、従業員数、資本の額その他経営規模など申請団体の概要が分かるもの 申請者の発行済株式の 100% を保有する親会社 (株式会社に限る。) がいる場合は、親会社の書類も提出。	

⑦	広島市税について、未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書	広島市長が発行する市税納税証明書（3か月以内に発行されたもの）	正本 1部
⑧	法人税と消費税及び地方消費税について、未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書	税務署長が発行する納税証明書その3の3（法人税と消費税及び地方消費税の未納の税額がないことの証明。3か月以内に発行されたもの）	正本 1部
⑨	印鑑証明書	3か月以内に発行されたもの	
⑩	障害者の雇用の促進等に関する法律に定める障害者雇用状況報告書の写し	障害者雇用状況報告書の作成義務のない団体については、様式9（基準日平成29年6月1日）を提出	
⑪	障害者の雇用の促進等に関する法律に定める障害者雇用納付金に係る申告書の写し及び納付が確認できる書類の写し	独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構へ申告義務のある団体は、平成27年度分及び平成28年度分について写しを提出	
⑫	障害者雇用計画書	障害者雇用状況報告書の作成義務のある団体のうち法定雇用障害者数を達成していない団体のみ提出。様式10	
⑬	ISO14001の登録証の写し	該当する場合のみ提出（ただし、申請日において行政機関等に届出または認定等されており有効期限内のものに限る。）	
	ISO14005の登録証の写し		
	エコアクション21認証・登録証の写し		
	次世代育成支援対策推進法に基づき都道府県労働局に提出した「一般事業主行動計画」の写し		
	次世代育成支援対策推進法に基づく「基準適合一般事業主認定通知書」の写し		
⑬	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき都道府県労働局に提出した「一般事業主行動計画」の写し		
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「基準適合一般事業主認定通知書」の写し		
⑭	宣誓書	様式11	

提出に当たっての注意事項

- ①ジョイント方式により構成された団体については「(3) 申請者に関する書類」は構成員団体ごとに提出すること。
- ②「(2) 提案額に関する書類」は別封筒に入れ1部提出すること。